

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

(中1 5) 富山市立三成中学校

いじめ防止基本方針

1 富山市立三成中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立三成中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「富山市立三成中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめ防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

(3) いじめの定義

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
※インターネットを通じて行われるものを含む
- ④ 当該行為の対象となってBが心身の苦痛を感じていること

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

過去数年間、積極的にいじめを認知し、早期に指導していることで、重大ないじめには至っていない。

(2) 本校の課題

冷やかしかからかいはあるので、言語環境に留意した教育活動に努めるとともに、より一層、いじめの未然防止に努めなければならない。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめ防止のための取組

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てよう努める。
- ② 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、

許さない態度の育成に努める。

- ③ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
 - ④ 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（生徒会によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置）を推進する。
 - ⑤ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通じて、自己有用感、自己肯定感を高められるよう努める。
 - ⑥ いじめの内容や指導上の留意点等について、教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
 - ⑦ いじめの問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。
- (2) いじめの早期発見のための取組
- ① 休み時間や放課後の子供の様子、生活ノートでの子供との日常のやりとり、個別面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くし、子供たちを見守る。
 - ② ささいないじめに関する情報であっても、教職員全体で共有し、いじめ解消に向け、迅速に取り組む。
 - ③ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
 - ④ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう、体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。
- (3) いじめが起きたときの対応
- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ② 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
 - ③ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
 - ④ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果を市教育委員会に報告するとともに、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
 - ④ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、富山中央警察署と相談して対応する。
 - ⑤ いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア 徹底して子供を守ることや秘密を守ることがを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ウ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者や警察官経験者等、外部の専門家の協力を得て取り組む。
 - ⑥ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者や警察官経験者等、外部の専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。

イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。

エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した指導を行う。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。

- ⑦ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ⑧ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ⑨ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて富山法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ⑩ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ⑪ パスワード付きのサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ⑫ いじめが一旦解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」
- ② 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」
- ※ 生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し出があったとき。

(2) 重大事態の対応について

- ① 速やかに富山県教育委員会に報告し、県教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題解決に当たる。
「なお、第28条で、組織を設けて調査を行う主体とは、教育委員会である。」
(国の方針より)
 - ・ 学校が調査の主体になる場合、調査等の迅速性が求められるため、法第22条に基づく学校組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。
 - ・ いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置する「いじめ防止対策委員会」等の対応組織が調査を実施する場合、調査資料の分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする

場合もある。

- ② 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
 - ③ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして、適切な対応に努める。
- (3) 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって
- ① 調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることを目的とする。
 - ② 調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
 - ③ 調査の実施は被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、共通理解を図りながら進める。
 - ④ 被害児童生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進める。
 - ⑤ 加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性及び中立性を確保する。
- (4) 学校自身が、自らの対応にたとえ不都合なことがあっても、事実関係をしっかり明らかにして、対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で調査に取り組む。
- ① 学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う。
- (5) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
- いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員にアンケート調査や聴き取り調査を行うことが考えられる。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- (6) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
- いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等が考えられる。

5 調査結果の提供及び報告

第28条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

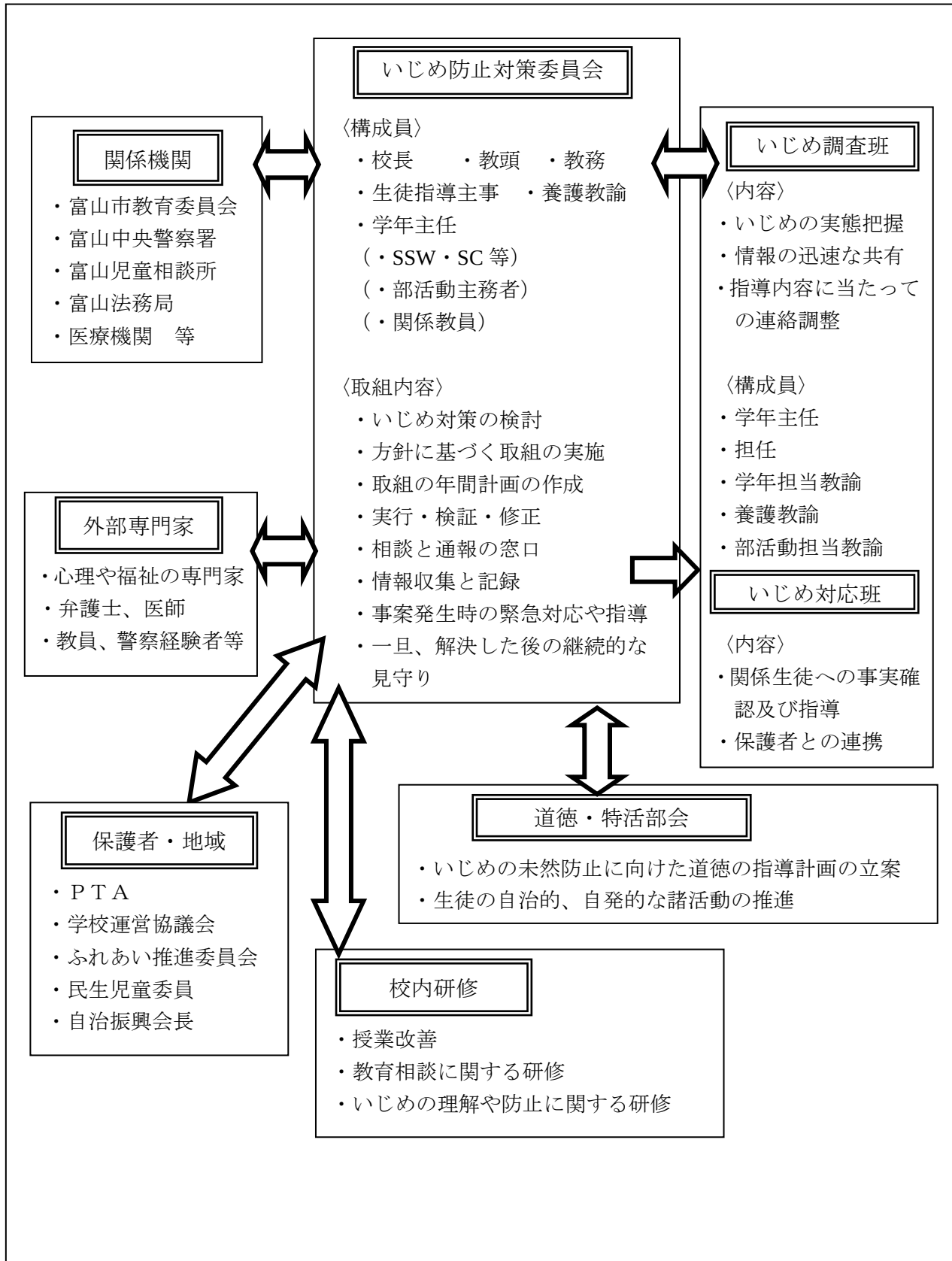
① 学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

- ・ 調査の進捗状況について、被害生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的または、適時に説明や経過報告に努める。
- ・ 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害生徒とその保護者に確認する。
- ・ 報道機関等、外部に公表する場合は、他の生徒又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告する。また、その際に、生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明する。
- ・ 報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果の内容について、他の生徒または、保護者に対して説明を行うことを検討する。
- ・ 加害生徒及びその保護者に対して、被害生徒、保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明する。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちの醸成を図る。
- ・ 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては富山市情報公開条例（平成17年富山市条例第30号）等に照らして適切に判断する。

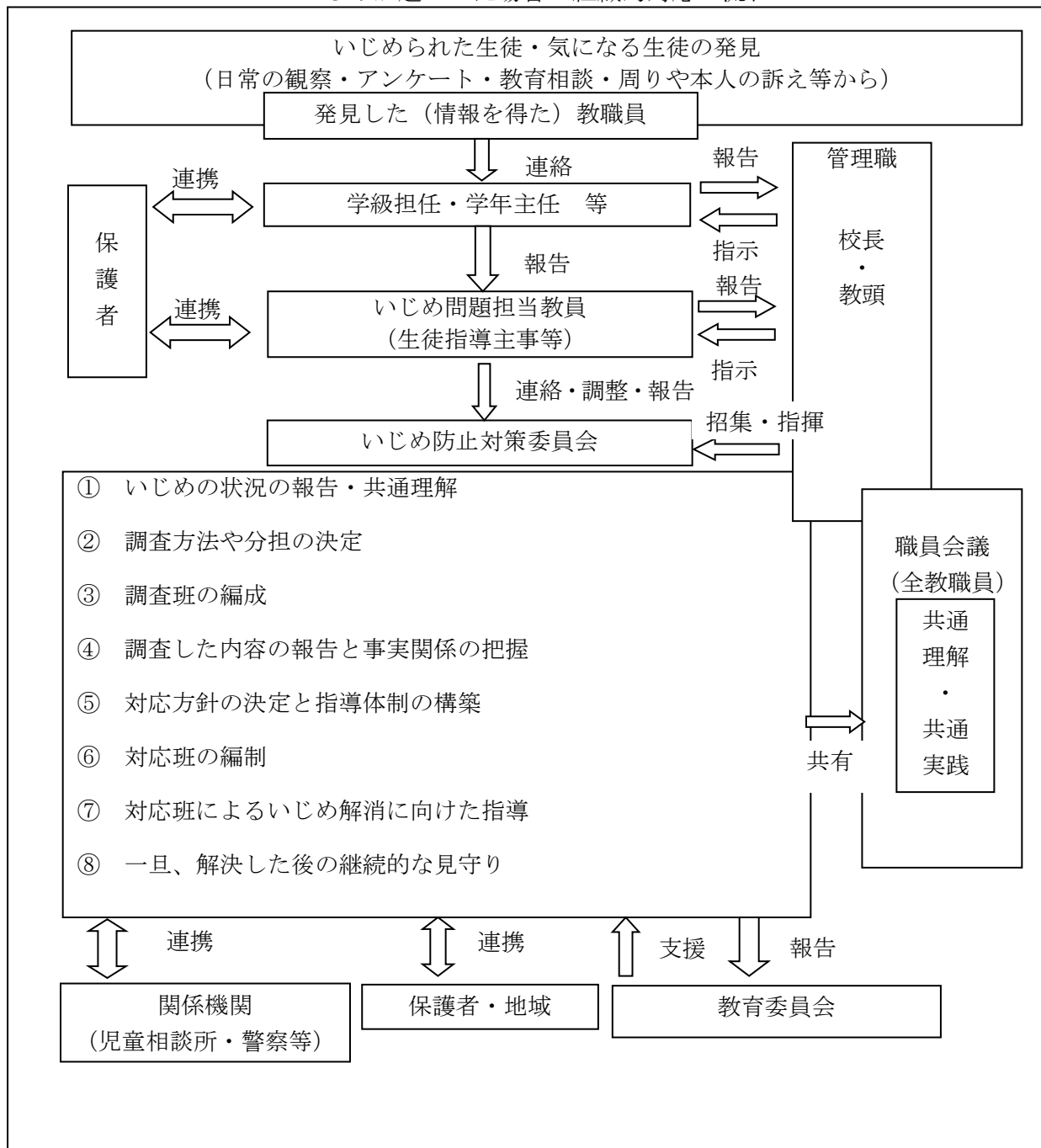
② 調査結果の報告

- ・ 調査結果については、市教育委員会の会議において議題として扱った後、市長に報告・説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。なお、必要に応じて、調査結果を総合教育会議の議題として取り扱うことも検討する。
- ・ 上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒または、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または、その保護者の所見をまとめた文書（所見書）の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等へ送付する。なお、調査主体は、調査結果に対する所見書を市長に提出することが可能であることをあらかじめ被害生徒とその保護者に伝える。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



いじめ問題への取組の年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	← 事案発生時 ～いじめ防止対策委員会 →				
	生徒指導委員会 ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解				いじめに関する職員研修会
	職員会議	P T A総会及び 学年懇談会での 保護者啓発			
未然防止への取組			学級・学年づくり 人間関係づくり (修学旅行、体育大会等)		
早期発見への取組		教育相談 アンケート 教育相談週間			
		いじめ実態把握調査			保護者学校評価アンケート

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	← 事案発生時 ～緊急生徒指導委員会 →						
	生徒指導委員会 ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認					生徒指導委員会 ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し	
未然防止への取組				いじめに関する職員研修会			
	学級・学年づくり 人間関係づくり (校外学習、学習発表会等)						
早期発見への取組			生徒会による 「人権週間」への取組				
		教育相談 アンケート 教育相談週間		教育相談 アンケート 教育相談週間			
		いじめ実態把握調査					
			保護者学校評価アンケート				